

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇香川県広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第11号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の2第1項の規定に基づき、企業長等の企業団に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

### ◇香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第12号）

- 1 会計年度任用職員のサービスの宣誓について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。